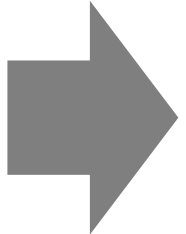


盛岡市立幼稚園保育料(利用者負担額)

表 1

■現行の市立幼稚園保育料(月額)

一律	5,900
ただし、所得、多子に応じた減免制度あり。	



■改定后市立幼稚園保育料(利用者負担額)(月額)

盛岡市教育・保育施設 1号認定 利用者負担額表を準用 (H27.4から盛岡市内で新制度に移行した私立幼稚園に適用)				(参考) 国基準額	
階 層 区 分				階 層 区 分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	①生活保護世帯	0
B0	A階層及びD0階層からD14階層までを除き、4～8月分については前年度分、9～3月については当年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0	②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	3,000
B		非課税世帯 (B0階層を除く)	0		
C0		均等割のみの世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0		
C		均等割のみの世帯 (C0階層を除く)	0		
D0	A階層、B0階層、B階層、C0階層及びC階層を除き、4～8月分については前年度分、9～3月については当年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	48,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	1,000	③所得割課税額 77,100円以下	14,100
D1		48,600円未満 (D0階層を除く)	5,500		
D20		48,600円以上 54,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	2,000		
D2		48,600円以上 54,600円未満 (D20階層を除く)	9,000		
D30		54,600円以上 57,700円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D3		54,600円以上 57,700円未満 (D30階層を除く)	12,000		
D40		57,700円以上 59,400円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D4		57,700円以上 59,400円未満 (D40階層を除く)	12,000		
D50		59,400円以上 77,101円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	3,000		
D5		59,400円以上 77,101円未満 (D50階層を除く)	13,000		
D6		77,101円以上 78,600円未満	13,000		
D7		78,600円以上 97,000円未満	14,000		
D8		97,000円以上 115,000円未満	15,000		
D9		115,000円以上 133,000円未満	17,000		
D10	133,000円以上 169,000円未満	18,000			
D11	169,000円以上 268,000円未満	18,500			
D12	268,000円以上 301,000円未満	19,000			
D13	301,000円以上 397,000円未満	19,000			
D14	397,000円以上	19,000	③所得割課税額 211,201円以上	25,700	
				③所得割課税額 211,200円以下	20,500

小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育施設等を利用している場合(※)、利用者負担の額が2人目の子どもにあっては半額、3人目以降は無料  
 ※小学校に在学、保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は家庭的保育事業等・児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合

表 2

## 幼稚園年齢早見表

	H29	H30	H31	H32	出生日
区分	年長(5歳児)				H23.4.2～H24.4.1
	年中(4歳児)	年長(5歳児)			H24.4.2～H25.4.1
	年少(3歳児)	年中(4歳児)	年長(5歳児)		H25.4.2～H26.4.1
	満3歳児	年少(3歳児)	年中(4歳児)	年長(5歳児)	H26.4.2～H27.4.1
		満3歳児	年少(3歳児)	年中(4歳児)	H27.4.2～H28.4.1
			満3歳児	年少(3歳児)	H28.4.2～H29.4.1
				満3歳児	H29.4.2～H30.4.2

- \* 平成27年4月1日以前に生まれた在園児及び入園児は、改定前(現行)保育料及び入園料を適用。
- \* 平成27年4月2日以後に生まれた入園児(平成30年4月1日以後に3歳になる園児)に改定保育料を適用。